

教職員の懲戒処分について

令和3年9月10日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 教諭 (25歳)	停職 2月	<p>令和3年4月15日(木)午前7時45分頃、東広島市安芸津町三津の県道32号線において、普通乗用車を運転中、カーブでセンターラインを越えて、対向車線を走行していた普通乗用車に自車を接触させた。</p> <p>このことにより、相手方に軽傷を負わせ、車両も損傷させたにもかかわらず、直ちに自車を停止して、相手方を救護する等必要な措置を講げず、かつ、最寄りの警察署の警察官に報告しなかったことから、道路交通法違反により運転免許取消処分(4年間)を受けた。</p> <p>さらに、事故について警察官から指摘されるまで、校長に対して虚偽の報告を行っていたことは、教育公務員としての信用を著しく損ねる行為であり、これらの行為は、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>
大崎海星高等学校 会計年度任用職員 平岡 陽一 (50歳)	減給 10分の1 1月	<p>令和3年3月26日(金)から同年7月12日(月)までの間、3回にわたり、所属校の敷地内において、同校職員の自家用車のタイヤに釘を立てかけて置き、同車が発進すれば釘がタイヤに刺さるように設置したことにより、当該職員に対し、著しい不安感を与えた。</p> <p>このことにより、同年7月17日(土)、県迷惑防止条例違反の疑いで逮捕され、同年8月6日(金)、罰金20万円の略式命令を受けた。</p> <p>このことは、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 中西 正典

(内線) 4922

(直通電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp